

平成29年度 任意継続被保険者の標準報酬月額の上限の決定

法第47条第1項2号の規程に基づく法第3号第4項の規定による被保険者(任意継続者)の標準報酬月額の上限額を下記のように決定します。

標準報酬月額上限額

620,000円

標準報酬日額上限額

20,670円

平成28年9月30日における被保険者の同月の平均報酬月額830,531円の100分の75に相当する額すなわち620,000円を標準報酬月額の上限とし、平成29年3月1日から運用する。

平成29年度のおもな保健事業について

特定健康診査・特定保健指導

法令に基づき、対象となる被扶養者・任意継続被保険者に、特定健康診査を実施します。また、その結果により、特定保健指導の対象となる方を選択し、ご案内のうえ実施します。

保健指導宣伝

『すこやかファミリー』等の健康情報誌・ガイドブック等を配付するほか、ホームページを通じて最新情報を発信します。

疾病予防

人間ドック・脳ドック等の補助、HPV検査、大腸がん・胃がん健診などのほか、インフルエンザ予防接種の補助、歯科予防事業などを実施します。また、糖尿病対策に関する補助も行います。

体育奨励

スポーツクラブと年間契約します。

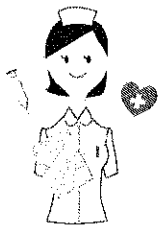
直営保養所

残念ながら、昨年度で「箱根笛塚荘」を閉鎖いたしました。「那須新林荘」・千倉「千倉さざなみ荘」は、さらに皆様に喜んでいただけるよう邁進いたします。スタッフ一同、ご利用をお待ちしております。

契約保養所

会員制の保養所リゾートトラストと年間契約するほか、そのほかの宿泊旅行費について補助します。

音羽健保に保健師さんが1人増え、健康相談がパワーアップしました。



平成29年4月から音羽健保に保健師さんが1人増えました。竹下美貴代さん。

看護師と保健師の資格をおもちで、脳外科・内分泌科での病棟臨床経験ののち、某大手保険会社の健康管理センターで社員の特定保健指導といったサポート業務をされ、さらに最新の知識を増やしたいと、筑波大学の大学院に進学、この3月に卒業されたフレッシュな頑張り屋さんです。

優しい笑顔の素敵な竹下さんが曾山さんとともに担当することになり、健康相談がパワーアップしましたので、どうぞお気軽にご活用ください。

公告561号

平成29年度
保険料率および標準報酬・保険料月額

④ページをご参照ください。

公告562号

株式会社一迅社加入の件

株式会社一迅社が、音羽健康保険組合に加入いたします。

公告563号

カード被保険者証運用規程の変更の件

カード式被保険者証の有効期限を設けないこととしました。